



資料編

1 策定委員会及び懇話会

(1)平塚市地域福祉計画策定委員会・平塚市地域福祉活動計画策定委員会

ア 委員名簿(敬称略)

◎委員長 ○副委員長

	規則第2条各号	氏名	所属
1	第1号(民児協)	中山 裕史	平塚市民生委員児童委員協議会
2	第2号(平自連)	加藤 茂	平塚市自治会連絡協議会
3	第3号(地区社協)	○ 佐草 恭造	平塚市社会福祉協議会 地区社協部会
4	第4号(社会福祉施設)	山岸 直道	平塚市社会福祉協議会 福祉施設部会
5		鈴木 剛	平塚市社会福祉協議会 福祉施設部会
6		大橋 朋法	平塚市社会福祉協議会 福祉施設部会
7	第5号(特定非営利活動法人)	堤 園子	NPO法人 未来経験プロジェクト
8		中島 美華	NPO法人 ナスクル
9	第6号(福祉関係団体)	福岡 光夫	平塚市老人クラブ連合会
10		相原 貞雄	平塚市障がい者団体連合会
11		須藤 正	平塚市町内福祉村連絡会
12	第7号(学識経験者)	○ 船水 浩行	東海大学教育開発研究センター
13	第8号(平塚保健福祉事務所)	新井 律子	神奈川県平塚保健福祉事務所
14	第9号(地域包括支援センター)	稻垣 肇	平塚市地域包括支援センター倉田会
15	第10号(自殺対策懇話会)	深堀 順二	平塚市自殺対策懇話会
16	第11号(成年後見懇話会)	長橋 尚子	平塚市成年後見制度利用促進懇話会
17	第12号(生活困窮懇話会)	西山 高昭	平塚市生活困窮者自立支援懇話会
18	第13号(公募委員)	笠原 まゆみ	市民公募
19		小林 裕一郎	市民公募
20		中野 啓一	市民公募

イ 平塚市地域福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、平塚市附属機関設置条例（平成25年条例第2号）第3条の規定に基づき、平塚市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数の範囲内で市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 平塚市民生委員児童委員協議会の代表者 1人
- (2) 平塚市自治会連絡協議会の代表者 1人
- (3) 地区社会福祉協議会の代表者 1人
- (4) 市の区域内の社会福祉施設の代表者 3人以内
- (5) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（同法別表第1号に掲げる保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行っている法人であって、市の区域内に主たる事務所を置くものに限る。）の代表者 2人
- (6) 福祉関係団体の代表者 3人
- (7) 平塚市地域福祉計画策定に伴う自殺対策懇話会の代表者 1人
- (8) 平塚市地域福祉計画策定に伴う成年後見制度利用促進施策懇話会の代表者 1人
- (9) 平塚市地域福祉計画策定に伴う生活困窮者自立支援方策懇話会の代表者 1人
- (10) 学識経験者 1人
- (11) 神奈川県平塚保健福祉事務所の職員 1人
- (12) 平塚市地域包括支援センターの職員 1人
- (13) 公募に応じた市民 3人

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から諮問に係る審議の終了の日までと

する。

- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 委員会は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 第4条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉総務課で処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年5月28日から施行する。

ウ 平塚市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 平塚市における地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、平塚市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 活動計画の見直しに関すること。
- (2) その他活動計画の見直しに必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 平塚市民生委員児童委員協議会の推薦する者 1人
- (2) 平塚市自治会連絡協議会の推薦する者 1人
- (3) 地区社会福祉協議会の推薦する者 1人
- (4) 平塚市の区域内の福祉施設の職員 3人以内
- (5) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この条において「法」という。）別表第1号に規定する保健、医療又は福祉の増進を図る活

動を行っている同法第2条第1項に規定する特定非営利活動法人（市内に主たる事務所を置く法人に限る。）に属する者 2人

- (6) 福祉関係団体等の推薦する者 3人
 - (7) 学識経験を有する者 1人
 - (8) 平塚保健福祉事務所の職員 1人
 - (9) 平塚市高齢者よろず相談センター（平塚市地域包括支援センター）の職員 1人
 - (10) 自殺対策懇話会の代表者 1人
 - (11) 成年後見制度利用促進施策懇話会の代表者 1人
 - (12) 生活困窮者自立支援方策懇話会の代表者 1人
 - (13) 公募委員 3人
- （委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長がこれを招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

（専門部会）

第6条 第2条に掲げる所掌事項の事前の調査及び検討を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運営については、別に定める。

（意見の聴取等）

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者に

出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、平塚市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

2 第3次平塚市地域福祉推進計画策定委員会設置要綱(平成20年4月1日一部改正)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。

(2)平塚市自殺対策懇話会

ア 構成員名簿(敬称略)

	分野	氏名	所属名
1	学識	斎藤 照代	国際医療福祉大学小田原保健医療学部
2	司法	大谷 潔	神奈川県司法書士会
3	医療機関	内門 大丈	一般社団法人平塚市医師会
4		遠藤 詩郎	富士見台病院
5	労働機関	深堀 順二	公益社団法人神奈川労務安全衛生協会
6	地区組織	岩崎 浩臣	社会福祉法人平塚市社会福祉協議会
7		岩崎 悅子	平塚市民生委員児童委員協議会
8	市民活動団体	高橋 朋美	浜岳中学校区子ども読書活動推進協議会
9	行政機関	山田 佳江	神奈川県平塚保健福祉事務所
10		渡辺 啓	平塚警察署
11		益子 武士	平塚公共職業安定所
12		李野 彰紀	平塚労働基準監督署
13		工藤 直人	平塚市教育委員会

イ 平塚市自殺対策懇話会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市自殺対策計画に掲げる事業又は取組について進捗評価又は意見交換を行い、広く関係者の意見を聴取することを目的に開催する平塚市自殺対策懇話会（以下「懇話会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、平塚市自殺対策計画に関する事項について意見を聴取す

る際に開催する。

(構成)

第3条 懇話会は、平塚市自殺対策会議の委員をもって充てる。

2 懇話会における意見の聴取を円滑に行うため、前項に掲げる者（以下「構成員」という。）のうちから座長及び副座長を置くことができる。

3 市長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を懇話会に出席させ、意見を聞くことができる。

(開催)

第4条 懇話会は、市長が構成員に出席を求めるにより開催するものとする。

(謝礼)

第5条 市長は、予算の範囲内において、謝礼金、交通費その他構成員が懇話会に出席したことに対する費用を支払うことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、福祉部福祉総務課で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(3)平塚市成年後見制度利用促進懇話会

ア 構成員名簿(敬称略)

	平塚市成年後見制度利用促進協議会規則第3条各号	氏 名	所属名
1	第1号(専門職)	町川 智康	神奈川県弁護士会
2	第1号(専門職)	高木 英恵	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 神奈川県支部
3	第1号(専門職)	田中 晃	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会
4	第1号(専門職)	田村 等	公益社団法人 コスモス成年後見サポートセンター 神奈川県支部
5	第1号(専門職)	村田 一秀	東京地方税理士会平塚支部
6	第2号(学識経験者)	阿部 正昭	学校法人東海大学 健康学部健康マネジメント学科
7	第3号(関係団体)	前橋 克次	特定非営利活動法人 NPO 成年後見湘南
8	第3号(関係団体)	長橋 尚子	平塚市障がい者団体連合会
9	第3号(関係団体)	北村 祐貴	平塚市地域包括支援センターおおすみ

イ 平塚市成年後見制度利用促進懇話会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市成年後見制度利用促進計画に掲げる事業又は取組について進捗評価又は意見交換を行い、広く関係者の意見を聴取することを目的に開催する平塚市成年後見制度利用促進懇話会（以下「懇話会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、平塚市成年後見制度利用促進計画に関する事項について意

見を聴取する際に開催する。

(構成)

第3条 懇話会は、平塚市成年後見制度利用促進協議会の委員をもって充てる。

2 懇話会における意見の聴取を円滑に行うため、前項に掲げる者（以下「構成員」という。）のうちから座長及び副座長を置くことができる。

3 市長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を懇話会に出席させ、意見を聞くことができる。

(開催)

第4条 懇話会は、市長が構成員に出席を求めるにより開催するものとする。

(謝礼)

第5条 市長は、予算の範囲内において、謝礼金、交通費その他構成員が懇話会に出席したことに対する費用を支払うことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、福祉部福祉総務課で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(4)平塚市生活困窮者自立支援懇話会

ア 構成員名簿(敬称略)

	要綱別表の規定	氏名	所属
1	公共職業安定所	長谷川 知子	ハローワーク平塚
2	子どもの学習支援事業の受託団体	石井 悅夫	湘南福祉センター
3	生活困窮者就労訓練事業を行う団体	森 真一郎	貴峯荘ワークピア
4	ホームレス巡回、無料低額診療事業など 市と連携して生活困窮者の自立支援を行 う医療機関	中戸川 麻紀	済生会湘南平塚病院
5	ホームレス自立支援事業、一時的な住居 の提供等の居住支援、「子ども食堂」の生 活困窮世帯に属する子どもへの支援事業	平野 健治	平塚パトロール
6	西山 高昭	NPO法人みらいの	
7	清水 浩三	よこうち子ども食堂	
8	久松 周史	フードバンク湘南	

イ 平塚市生活困窮者自立支援懇話会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市生活困窮者自立支援計画に掲げる事業又は取組について進捗評価又は意見交換を行い、広く関係者の意見を聴取することを目的に開催する平塚市生活困窮者自立支援懇話会（以下「懇話会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について意見を聴取する際に開催する。

- (1) 生活困窮者自立支援制度に関すること。
- (2) 平塚市生活困窮者自立支援計画に関すること。

(構成)

第3条 懇話会は、別表に掲げる者で構成する。

2 懇話会の構成員（前項に規定する者をいう。以下同じ。）は、8人以内とする。

3 市長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を懇話会に出席させ、意見を聞くことができる。

4 次の各号に掲げる者は、原則として、構成員となることができない。

(1) 年齢が18歳未満又は76歳以上である者

(2) 本市の附属機関（平塚市地域福祉計画策定委員会を除く。）の委員である者

(3) 平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第2条第4号に規定する暴力団員等である者

(4) その他市長が構成員として適当でないと認めた者

(開催)

第4条 懇話会は、市長が構成員に出席を求めることにより開催するものとする。

(謝礼)

第5条 市長は、予算の範囲内において、謝礼金、交通費その他構成員が懇話会に出席したことに対する費用を支払うことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、福祉部福祉総務課及び社会福祉法人平塚市社会福祉協議会で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平塚市ホームレス自立支援推進懇話会要綱(平成27年2月10日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

別表(第3条関係)

市内の公共職業安定所の推薦を受けた者
市内において生活困窮者自立支援法第7条第1項に規定する事業又は同条第2項各号に規定する事業を本市から委託を受け実施している団体の推薦を受けた者
市内において生活困窮者自立支援法第16条第1項に規定する生活困窮者就労訓練事業を行う団体の推薦を受けた者
本市が設置する自立相談支援機関と連携して生活困窮者の自立支援を行う医療機関であって、次の要件に該当するものの推薦を受けた者 <ul style="list-style-type: none"> (1) 本市が実施する巡回相談等のホームレス自立支援事業に参加していること。 (2) 市内において社会福祉法第2条第3項第9号に規定する無料又は低額な料金で診療を行う事業を実施していること。
本市が設置する自立相談支援機関と連携して生活困窮者の自立支援を行う者であって、市内において次に掲げる生活困窮者の自立支援に関する事業又は活動のいずれかを実施している団体の推薦を受けた者 <ul style="list-style-type: none"> (1) 巡回相談等のホームレス自立支援事業 (2) 一時的な住居の提供等の居住支援事業 (3) 「子ども食堂」の運営等の生活困窮世帯に属する子どもへの支援事業 (4) フードバンク活動等の生活困窮者世帯等への支援事業

2 計画の策定経過

本計画の策定経過は、次のとおりです。

年月日	項目	概要
2022年 7月7日～ 7月15日	2022年度第1回地域福祉庁内連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・(第1期) 平塚市地域福祉リーディングプラン達成状況について ・市民意識調査に関する資料について ・第2期リーディングプラン策定に関するスケジュールについて
8月3日	2022年度第1回地域福祉推進懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・(第1期) 平塚市地域福祉リーディングプランの2021年度進捗状況報告について ・市民意識調査の実施について ・第2期平塚市地域福祉リーディングプラン策定に向けた会議組織について ・重層的支援体制整備事業について
9月2日～ 9月30日	地域福祉に関する市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・満16歳以上の市民3,000人を無作為抽出して調査 ・回答数1,162通、回答率38.8%
12月23日	地区社協会長連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画策定について
12月～ 2023年 1月	地域福祉活動団体向け意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・活動状況と地域福祉に関する意見収集 ・回答131通、回答率48%
3月22日	市社協理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画策定に向けて
7月3日	第1回計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期平塚市地域福祉リーディングプランの策定について ・地域福祉に関する市民意識調査の結果概要について ・地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に向けた意識調査の結果概要について
7月10日	第1回自殺対策懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期平塚市地域福祉リーディングプランの策定について ・第2期平塚市自殺対策計画の策定について

年月日	項目	概要
7月19日	第1回地域福祉庁内連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期平塚市地域福祉リーディングプランの策定について ・第2期平塚市地域福祉リーディングプラン（原案）について ・指標の設定とリーディングプラン【別冊】について ・スケジュールについて
7月 21 日	第1回生活困窮者自立支援懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期平塚市地域福祉リーディングプランの策定について ・第2期平塚市生活困窮者自立支援計画の策定について
7月 25 日	第1回成年後見制度利用促進懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期平塚市地域福祉リーディングプランの策定について ・第2期平塚市成年後見制度利用促進計画の策定について
9月12日	市社協理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画素案について
9月 15 日	第2回計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期平塚市地域福祉リーディングプラン素案（案）について ・今後のスケジュールについて
9月 22 日	部長級会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期平塚市地域福祉リーディングプラン（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について
9月 22 日	第2回自殺対策懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期平塚市地域福祉リーディングプラン素案（案）について ・今後のスケジュールについて
9月28日	市社協評議員会	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画素案について
10月 3 日	第2回成年後見制度利用促進懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期平塚市地域福祉リーディングプラン素案（案）について ・今後のスケジュールについて
10月6日	第2回生活困窮者自立支援懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期平塚市地域福祉リーディングプラン素案（案）について ・今後のスケジュールについて

年月日	項目	概要
11月17日 ～ 12月18日	パブリックコメント	・意見数 18件（個人：4、団体：3）
2024年 1月10日	第2回地域福祉庁内連絡会議	・パブリックコメント等の意見・対応について ・第2期平塚市地域福祉リーディングプラン（案）について
1月31日	第3回計画策定委員会	・パブリックコメント手続の実施結果について ・第2期平塚市地域福祉リーディングプラン（案）について